

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費について

平成26年４月１日から消費税及び地方消費税の税率が５％から８％に引き上げられ、31年10月には10％に引き上げられました。この引上げ分の地方消費税交付金は、すべて「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

本市の令和７年度当初一般会計予算案における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及びその充当状況は次のとおりです。

（歳入）

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,009,091 千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 14,356,534 千円

（単位：千円）

	経 費	引上げ分の 地方消費税 交付金充当額	説 明
社 会 福 祉	8,350,159	445,319	生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行うための経費で、具体的には生活保護、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉などです。
社 会 保 険	3,392,947	304,385	保険的方法によって行う社会保障で、具体的には国民健康保険、介護保険などです。
保 健 衛 生	2,463,788	243,214	市民の健康を保つための施策で、具体的には医療に係る施策、感染症等の予防対策、健康増進対策などです。
そ の 他	149,640	16,173	地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当金です。
合 計	14,356,534	1,009,091	